

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 187 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 187 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 7 日開催）で検討をお願いした、監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮及び債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

（監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮に関する意見）

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の柔軟性を確認するガイダンスについて、結論の背景等で何らかの形で触れるとの事務局案には賛成する。
3. IFRS 第 9 号の柔軟性を確認するガイダンスに結論の背景等で言及する際には、欧州と日本の法域の違いや、これらのガイダンスはコロナ禍といった特定の有事において役立つように策定されたという背景も含め、その内容に誤解が生じないように留意する必要がある。
4. 監督当局から示されたガイダンスやレターは、それぞれ発出された目的や位置づけが異なることから、会計基準に関するもの以外は取り込まないとの事務局案に賛成する。
5. 便法の利用を制限するガイダンスは監督当局の立場や規制における目線を反映して示されたものであり、IFRS 第 9 号の基準の柔軟性を損ない得るため、取り込まないとの事務局案に賛成する。
6. 大手会計ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会（GPPC）によるガイダンスは、実務でも参考にしているため、日本の実務に馴染むものや、実務上の困難性を軽減させる内容があれば教育文書等に事例として盛り込むことは作成者にとって有益と考える。
7. 将来予測情報の考慮など、これまでの議論の中で何らかのガイダンスが必要との意見が示された論点については、対応を別途検討することが必要と考える。

（債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討に関する意見）

8. 条件変更時における引当の算定方法は、金融資産の認識を中止するかどうかにより変わり得るため、分類及び測定の議論の中で引き続き議論するとの事務局案に賛成する。
9. 我が国の金融機関では、同じ条件変更であっても、変更内容の程度に基づいて条件緩和に該当するほど重要かどうかによって格付けや引当金の水準を変える実務が行われているため、仮に IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合には、実務への影響は大きくなり得ると考える。
10. 条件変更の論点は、条件変更に係る損益の認識、認識の中止及び減損との関係という 3 つに関連するが、いずれも難しい論点であり実務負荷も大きいため、基準を取り込んだ場合に営業現場が混乱しないかも含め慎重な検討が必要と考える。具体的には、条件変更に係る損益の認識は実効金利法の論点であるが、厳密な実効金利法による償却原価の計算システムの開発は困難である。また、認識の中止については、法的観点や基準の適用の面で複雑であり IASB でも問題として認識している分野である。また、減損との関係は、現行の債務者区分を基礎としたステージ判定を前提に対応可能かでハードルが変わってくると考えられる。
11. 事務局案に賛成する。ただし、ステップ 2 の目的である IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果という点からすると、条件変更についても、会計基準間の差異が存在する金融資産の認識の中止についても検討の範囲に含めるかなど、分類及び測定の検討範囲をどう定めるかについて難しい検討も必要となるため、慎重に考える必要がある。
12. 条件変更により金融資産の認識を中止するかどうかは、我が国の金融機関の実務慣行のほか法律上の解釈など整理が難しい論点であるため、ステップ 4 での対応も含めて、慎重な検討が必要と考える。
13. 条件変更した金融資産を新たな資産として処理するか、既存資産の継続として処理するかによりステージの判定が変わるが、IFRS 第 9 号のガイダンスには明確でない部分があり、実務上の課題が多いと認識している。そのため、コロナ禍においても監督当局がガイダンスを出すことにより実務が整理されたという経緯がある。また、IASB においても適用後レビューにおいて条件変更を扱っていることから、これらの状況も踏まえつつ継続して検討する必要があると考える。
14. 利用者の観点からは、条件変更した金融資産が新たな資産としてステージ 1 として取り扱われるとトラッキングしにくくなることを懸念している。そのため、新しい別の債権として取り扱われることに疑問を感じている。

15. デフォルトした債権をリストラクチャリングした場合には、いったん資産の認識を中止した上で新たな金融資産として処理することが一般的だと考える。また、税務上の損金算入の扱いからも、その処理が望ましいと考える。

以 上